



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1485	救急病院の認定	(医務課).....	1
1486	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	1
1487	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	2
1488	〃	(〃).....	3
1489	保安林予定森林	(森林整備課).....	3
1490	〃	(〃).....	3
1491	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	4
1492	〃	(〃).....	4
1493	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(資源管理課).....	4
1494	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1495	〃	(〃).....	5
1496	〃	(〃).....	5
1497	〃	(〃).....	6
1498	県道の路線の認定	(〃).....	6

○ 訓令

*24	漁業取締船員服務規程の一部を改正する訓令	(資源管理課).....	6
*25	和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令	(技術調査課).....	9

告 示

和歌山県告示第1485号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 橋本市民病院
- 2 所在地 橋本市小峰台二丁目8番地の1
- 3 有効期限 平成31年12月23日

和歌山県告示第1486号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
GEO和歌山国体道路店
和歌山県和歌山市新生町302-2他4筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーブデンキ 代表取締役 杉本正彦
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ケーブデンキ和歌山店
(変更後) GEO和歌山国体道路店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社関西ケーブデンキ 代表取締役 杉本正彦
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
(変更後) 株式会社ゲオ 代表取締役 吉川恭史
愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
- 4 変更年月日
 - (1) 及び (2) 平成28年12月1日
- 5 変更した理由
 - (1) 及び (2) 小売業者変更のため
- 6 届出年月日
平成28年12月14日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成28年12月27日から平成29年4月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1487号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年12月14日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年1月10日まで縦覧に供する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第100号-1	和歌山市弘西字笹井田909-1外1筆

平成28年度第100号-2

和歌山市岩橋字高柳226-1外1筆

和歌山県告示第1488号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年12月14日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年1月10日まで縦覧に供する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第101号	有田郡有田川町丹生字神谷奥591外2筆

和歌山県告示第1489号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字串本字中藪982の1、983の1、984、985の1、985の2、986、字中谷993の1、994の1
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1490号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字三佐字井ノ上388・617の1・621の1・621の5（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、621の6、630の1（次の図に示す部分に限る。）、631、632の1・640の1・640の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1491号

平成28年和歌山県告示第1347号（以下「告示第1347号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

北原正道

大西清吉

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1347号のとおり

和歌山県告示第1492号

平成28年和歌山県告示第1360号（以下「告示第1360号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

山本辰巳

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1360号のとおり

和歌山県告示第1493号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成28年12月14日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え

置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第1494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡高野町大字高野山字奥ノ院49番109地先から伊都郡かつらぎ町大字花園中南字東手237番1地先まで	旧	3.30 ） 47.80	16,597.93	高野隧道 L=103.50 曲谷橋 L=20.00 熊谷橋 L=18.00 八幡橋 L=37.40 瀬の谷橋 L=11.50 中南大橋 L=169.00

和歌山県告示第1495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡高野町大字高野山字西院谷241番地先から同町大字相ノ浦字ユズラ砦468番1地先まで	旧	3.30 ） 39.14	9,573.11	高野隧道 L=103.50 曲谷橋 L=20.00 熊谷橋 L=18.00

和歌山県告示第1496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡高野町大字高野山字内子谷川13番1地先から同町大字相ノ浦字内子谷470番地先まで	新	7.27 } 158.89	6,641.73	内子谷1号橋 L=14.70 内子谷2号橋 L=12.50 内子谷3号橋 L=10.80 内子谷4号橋 L=15.90 内子谷5号橋 L=16.40 内子谷6号橋 L=16.00 内子谷7号橋 L=14.20 内子谷8号橋 L=14.80 内子谷9号橋 L=14.80 内胡口橋 L=20.00 内胡谷2号橋 L=15.40 内子谷12号橋 L=30.00 内子谷13号橋 L=27.00

和歌山県告示第1497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野天川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字高野山字西院谷85番1地先から同町大字高野山国有林224林班ろ小班地先まで	新	3.60 } 53.65	4,605.02	

和歌山県告示第1498号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	備 考
752	和歌山阪南線	和歌山市		重要な経過地 大阪府泉南郡岬町 終点 大阪府阪南市

訓 令

和歌山県訓令第24号

農林水産部

漁業取締船員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業取締船員服務規程の一部を改正する訓令

漁業取締船員服務規程（昭和38年和歌山県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「定繫港」を「定係港」に改め、同条第1項中「定繫港」を「定係港」に改め、同条の表中「定繫港」を「定係港」に、「新はやぶさ」を「はやぶさ」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項本文中「定繫港」を「定係港」に改め、同項第1号中「繫船」を「係船」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

漁業取締報告書 ○ ○ ○ 船長氏名印

日	取締航行区域	航時	時間	航距	離岸海里	漁業種類	拳別数	乗組員名	備考
			時分						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第25号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項（同項第4号から第8号までに該当するときは除く。）の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

注 6

（発注者の解除権）

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (5) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの工事の入札に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (7) 受注者（共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 和歌山県の建設工事における入札参加資格を暴力団等に係る事由により取り消されたとき。
 - ロ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ハ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

を

- ト 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がロからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- チ 受注者が、ロからへまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 受注者が、和歌山県から談合による損害賠償請求を受けたことにより建設工事における入札参加資格停止となったとき。
- (9) 第 1 号から前号までに掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (10) 第 46 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 3 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第 1 項（同項第 4 号から第 8 号までに該当するものを除く。）の規定により、この契約が解除された場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

注 6—1

(発注者の解除権)

第 44 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (5) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの工事の入札に関し行った行為について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- (7) 受注者（共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 和歌山県の建設工事における入札参加資格を暴力団等に係る事由により取り消されたとき。
- ロ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ハ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ト 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がロからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- チ 受注者が、ロからへまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購

- 入契約その他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 受注者が、和歌山県から談合による損害賠償請求を受けたことにより建設工事における入札参加資格停止となったとき。
- (9) 第 1 号から前号までに掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (10) 第46条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

に、

(契約が解除された場合等の違約金)

第44条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合（前条第 4 号から第 8 号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

注 6—2

(契約が解除された場合等の違約金)

第44条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合（前条第 4 号から第 8 号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

「前条第1項」を「第44条」に改め、「解除が第44条」の次に「又は第44条の2第2項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。